

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(七四六・商工業振興課)……………	1
公告	道路区域の変更(七四七・道路環境課)……………	1
	土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	2
	土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	2
	物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………	2
	選挙管理委員会告示	
	選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一一四)……………	3
	選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一二五)……………	4

## 告 示

秋田県告示第七百四十六号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

### 一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
本庄西仙北角館線	旧		本庄西仙北角館線	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内関田山一番六地先から字小杉山一〇二番一地先まで	四・五〇～二七・〇〇	一・二五〇	
	新						A 仙北郡西仙北町土川字小杉山一〇二番一地先まで

により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 平成十六年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ヤマキ大曲福田店

大曲市福田町三十五番

二 大曲市長の意見

周辺地域住民の環境保全のため、敷地内側溝等の清掃及び周辺環境整備に努めて  
 いただきたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
 意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年九月二十一日から同年十月二十一日まで

秋田県告示第七百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

B	仙北郡西仙北町土川字小杉山一〇二番一地先まで	一三・〇〇〇四〇・〇〇	一・三二七
---	------------------------	-------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年九月二十一日から同年十月四日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の前届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十一日

退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

南秋田郡五城目町大川大川字東屋布九十八番地の一 小船屋 理久夫

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡大内町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- (二) 多検体濃縮装置 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限

平成十六年十一月十二日（金）

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月二十一日（火）から同月三十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十月八日（金）午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

システム生物顕微鏡 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月二十六日(金)

(四) 納入場所

秋田県中央家畜保健衛生所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月二十一日(火)から同月三十日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十月八日(金) 午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年九月二十一日

五十分の一の数 一九、二九〇  
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)  
 二二七、四一一

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年九月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八四、六五七
能代市	一四、七二七
横手市	一〇、九四九
大館市	一八、〇八五
本荘市	二二、一三七
男鹿市	八、三七一
湯沢市	九、三六二
大曲市	一〇、六六四
鹿角市鹿角郡	二二、六〇五
北秋田郡	一七、九五三
山本郡	一三、三三三
南秋田郡	一九、八八二
河辺郡	五、二〇九
由利郡	二〇、八五八
仙北郡	三二、七二〇
平鹿郡	一八、四八一
雄勝郡	二二、五一一

発行者 秋田県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県印刷所  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubarasatsutsu.co.jp